

身分証明書

No.

下記の者は、本学園の生徒であることを証明する。

第 学年

氏名

愛知県海部郡飛鳥村立
飛鳥学園校長

校 名 愛知県海部郡飛鳥村立飛鳥学園
所在地 愛知県海部郡飛鳥村大字松之郷三丁目21番地
電 話 (0567) 52-4001

有効期限

2025年4月1日より2026年3月31日まで

生徒手帳使用上の注意

1. この手帳は本学園生徒としての身分を証明するものである。
2. この手帳を紛失したときは、担任を通じて、学園より再交付をうけること。

生徒手帳



飛鳥学園 後期課程

(TEL 0567-52-4001)

学園歌—明日のむこうに—

位田 学 作詞
松下 耕 作曲(補作詞)

一、いつか かなうと願う 夢がある
夢の未来は 見えないけれど
今は 信じて 歩いていこう
あきらめないで あなたの夢を
きつと いつかは かなうはず
あきらめないで みんなの夢を
きつと かがやく 明日があるから

この 学び舎で 学ぶ喜び
この 学び舎で 過す楽しさ
理想をかげ 光の中で
誇りを胸に 希望とともに
飛鳥学園 ここにあり
飛鳥学園 永久にあれ

二、いつも 支えてくれる 人がいる
楽しいときも 悲しいときも
そばで やさしく ほえんでいる
信じていよう 友達のこと
きつと 助けて くれるはず
信じていよう かたい絆を
きつと すてきな 仲間になれる

この 学び舎で 学ぶ喜び
この 学び舎で 過す楽しさ
理想をかげ 光の中で
誇りを胸に 希望とともに
飛鳥学園 ここにあり
飛鳥学園 永久にあれ

— 4 —

目 次

1. 学園歌	4
2. 日課表	7
3. 最終下校時刻	8
4. 生徒心得	9
5. 諸規定	10
6. 災害等の非常時における 生徒の登下校について	15
7. 生徒会会則	19
8. 生徒会役員選挙規定	24
9. 家庭連絡欄	27

飛鳥学園 学園歌—明日のむこうに—

位田 学/作詞
松下 耕/作曲

④ 4/4 12拍

いつか かなうとね がう ゆめ がある ゆめ
いつも ささえてく れる ひ と が い る たの

の みらいは みえないけれど いまはしんじて あるいてい こ
し い ーときも かなしいときも そばでやさしく ほほえんで

う ー あき ら め な い よ
しん じ て い

で あな た の ゆ め を きつ
う とも だ ち の こ と きつ

と と いっ かけ は かく な れ う は
と た す

ず あき ら め な い で みんな
ず しん じ て い よう かた

な の ゆ め を きつ と かが や
い き ず な を きつ と すて き

— 5 —

く あ な す が あ る か ら } この
く な な す か ま に な れ }

④ poco stringendo
まなびやで まな ぶよろこび この まなびやで すこ

cresc.
すたのし さ りそ うを かけ ひか りの なか で ほこ

poco rit. ⑤ Tempo primo
りを わね に きほ うと ともに とび し ま が く

えん こ こ に あ り とび し ま が く

① ②
えん と わ に あ れ れ

— 6 —

日 課 表

8:20 着席

		平 日
S	T	8:30～8:40
1 時 限		8:45～9:35
2 時 限		9:45～10:35
3 時 限		10:45～11:35
4 時 限		11:45～12:35
給 食		12:35～13:15
清 掃		13:20～13:30
昼放課		13:30～13:45
5 時 限		13:45～14:35
6 時 限		14:45～15:35
S	T	～15:40

— 7 —

最 終 下 校 時 刻

4 月	17:00
5 月	17:10
6 月	17:30
7 月	17:30
9 月	17:00
10月	16:40
11月	16:20
12月	16:20
1 月	16:40
2 月	16:40
3 月	17:00

— 8 —

生 徒 心 得

1. 礼儀

- (1) 来客、先生に対しては、挨拶又は会釈をしよう。
- (2) 友達同士、朝夕お互いに気持ちよく挨拶を交わそう。

2. 態度

- (1) 相手の立場を尊重した言動に心がけよう。
- (2) 常に集団の一員であることを自覚しよう。
- (3) 返事などすべての言葉は、明確にしよう。
- (4) 校内放送時は、静かにして、聞きもらさないようにしよう。
- (5) 休憩時は、次の授業の準備などをしよう。
- (6) 帰るときには、戸締まりや整理整頓を確認しよう。

3. 環境美化

- (1) 常に整理整頓、学園美化に心がけよう。
下足箱、ロッカー内の整理整頓には、特に心を配ろう。

— 9 —

- (2) 掃除道具は大切に扱い、整理整頓もしっかりとしよう。

4. その他

- (1) 外出するときは、行き先、帰宅時刻を家の人に告げてからにしよう。
- (2) 映画、ボウリング、カラオケ等は保護者同伴で行くことが望ましい。
- (3) 夜11時以降は、保護者同伴でも商業施設には入場しない。

諸 規 定

1. 登校・下校

- (1) 交通ルールを守り、決められた通学路を通る。
- (2) 登下校の時刻を厳守する。
- (3) 登下校時は寄り道しない。

2. 容姿・服装・持ち物

- (1) 頭髮は学生らしい清潔なものとする。
前髪は目にかからない長さとする。後ろの髪を肩より下に伸ばすときは、ゴム紐で束ねる。また、ヘルメットの着用に支障がないようにする。

— 10 —

(2) 服装については次のとおりとする。

		上		下		防寒着	ネクタイ	靴
		型	色	型	色			
男子	夏	半袖開襟シャツ 半袖ポロシャツ	白	長ズボン スラックス	黒 灰			ひもつきの白い運動靴
	冬	詰襟学生服 長袖カッターシャツ 長袖ポロシャツ	黒	長ズボン	黒	学校が許可したもの		
		ブレザー 長袖カッターシャツ 長袖ポロシャツ	紺	スラックス	灰			
女子	夏	半袖セーラー服 襟に2本の青線	白	ひだスカート	黒		黒幅2cmのリボン	ひもつきの白い運動靴
		半袖ポロシャツ	白	スラックス ひだスカート	灰			
	冬	セーラー服 襟に2本の白線	黒	ひだスカート	黒	学校が許可したもの	黒のスカート	
		ブレザー 長袖カッターシャツ 長袖ポロシャツ	紺	スラックス ひだスカート	灰			

※その他

① 手袋

色は、白・黒・紺・青・茶・ベージュを基調として華美でないものとする。

靴下
・くるぶし丈より長い白い靴下 ・両くるぶし回りのワンポイントは認める。 ・防寒着としてタイツ（黒・ベージュ）を着用してもよい。

② 中着（トレーナー・セーター等）
色は、白・黒・紺・灰・ベージュを基調として華美でないものとする。

③ ネックウォーマー
色は、黒・紺・茶・グレーを基調とする。（ワンポイントは可）

④ 名札（学園で準備）
下記のものを左胸ポケットにつける。



⑤ ベルト
色は黒で華美でないもの。

⑥ 雨がっぱ
色は、アイボリー等目立つ色が好ましい。

(3) 所持品には、全て氏名を明記する。

3. 欠席など

- (1) 欠席、遅刻、早退の時には、保護者から担任の先生に届け出る。
- (2) 登校した後は、先生の許可なくして校外に出ない。
- (3) 授業に遅れたり、授業中、教室外に出るときなどは必ず先生に理由を告げ、許可を得る。
- (4) 体育で水泳の授業を見学する時は、保護者印をもらって教科の先生に必ず届け出る。

(5) 保健室を利用する時は、担任の先生もしくは、学年の先生に申し出る。

4. 器物・用具等の使用

- (1) 学園の器物・用具を使用するときは、先生の許可を得る。
- (2) 学園の器物・用具は大切に取り扱い、使用後は必ず所定の場所に戻し整頓しておく。
- (3) 学園の器物・用具を破損した場合は、直ちにその旨を先生に届け出て、指示に従う。

5. 自転車使用

- (1) 徒歩通学を原則とするが、交通ルールを守ることを前提に自転車通学を認める。

- (2) 安全点検を行い、自分の体に合った自転車に乗る。
- (3) 実用車が望ましい。色は黒・白・紺・銀を基調としたものとする。
- (4) 変形ハンドルは禁止する。
- (5) スタンドは両足スタンドとする。
- (6) ライト・ベル・錠・反射器・許可ラベルをきちんとつける。
- (7) 必要のないアクセサリはつけない。ただし、紛失防止のため、鍵にはキーホルダーをつける。
- (8) 自転車に乗る時は、必ずヘルメットを着用し、あごひもをしめる。
- (9) 雨天時は雨がっぱを使用する。

6. その他

- (1) 物品の紛失、拾得の場合には直ちに届け出る。
- (2) アルバイトは原則として禁止する。
- (3) 保護者同伴ではない夜間の外出、外泊は禁止する。
- (4) 防犯のため、「防犯ブザー」を携帯することが望ましい。

災害等の非常時における 生徒の登下校について

1 災害等の非常時とは

- 1 飛鳥村に「暴風（暴風雪）警報」が発表された場合
 - 2 飛鳥村に「警戒レベル4以上」または「特別警報」が発表された場合
 - 3 登下校が危険と思われる以下の場合
 - (1) 飛鳥村で「震度5弱」以上の地震が発生した場合
 - (2) 飛鳥村に大津波警報が発表された場合
 - (3) 弾道ミサイルが発射され、Jアラートシステムを活用し、飛鳥村に避難情報が流れた場合
 - (4) 集中豪雨・雷・竜巻・大雪等による危険な状況の場合
- ※警報のみでは休校になりません。

2 災害等の非常時における対応

- (1) 登校前の場合
 - ア 午前6時30分までに特別警報・暴風（暴風雪）警報が解除、または危険な

— 15 —

状況がなくなった場合

⇒平常通り（午前8時20分）始業

イ 午前11時までに特別警報・暴風（暴風雪）警報が解除、または危険な状況がなくなった場合

⇒第5時限（午後1時45分）より授業

※ 1～6年（前期課程）は午後1

時に集合場所を出発できるように

集まり、通学団で登校

※ 7～9年（後期課程）は第5時

限の授業ができるように登校

ウ 午前11時以降も特別警報・暴風（暴風雪）警報が解除されない、または危険な状況がなくなる場合

⇒臨時休校

○ 上記ア・イの場合でも、冠水、道路の損壊、河川の増水、雷等で登校が危険であると保護者が判断した場合は、登校を見合わせ、自宅待機させてください。その場合、欠席・遅刻扱いにはなりませんが、学園へ必ず連絡をしてください。

(2) 登下校中の場合

○ 安全な場所、または家庭で話し合っ

— 16 —

た避難場所へすみやかに移動し、危険がなくなるまで自分の身を守りながら待機します。危険がなくなったら、原則、登校中は学園へ、下校中は帰宅します。

(3) 登校後の場合

- 授業を中止します。下校が危険と判断した場合は、危険がなくなるまで学園で待機させます。下校ができる場合は、前期課程生徒及び4月に引き取り下校を希望した後期課程生徒は引き取り下校、他の後期課程生徒は自転車で集団下校させます。状況によっては、後期課程生徒も引き取り下校をお願いすることがあります。

自家用車での来校の場合は、混雑が予想されますので駐車場等十分にご配慮ください。なお、引き取りは、原則、アリ二ナ内で一番下の兄弟姉妹のところで引き渡します。

(4) その他

- 上記は原則です。災害の状況により対応を変更する場合は、きずなネットメール・ホームページで連絡します。（混乱を避けるため電話での問い合わせ

— 17 —

せはご連絡ください。

○ 各家庭においても、災害時の避難方法、避難場所等を確認し、下記へご記入ください。

わたしの登下校中の避難場所は…

※「飛鳥村減災ハンドブック」参照

— 18 —

生徒会会則

1. 名称並びに組織

(1) 名称

本会は飛鳥村立飛鳥学園生徒会（以下「学園生徒会」と称し、学園生徒会の活動を次の2つの組織に分けて行う。

学園生徒会 { 生徒会（5～9年生）
なかよし会（1～4年生）

(2) 組織

① 学園生徒会

学園の生活全体に関する活動を行うが、活動の主体は生徒会に委ねる。

② 生徒会

主に学園の生活全体に関する活動を行う。また、必要に応じてなかよし会の活動に関して支援・助言を行う。

③ なかよし会

主に、初等部（1～4年生）の生活に関する活動を行う。

2. 目的

本会の目的は、自治共同の精神を養い、自発的な活動を通して楽しく規律正しい学校生活の実現をめざすとともに、自発的な生活態度や公民としての資質を養うこととする。

3. 組織

本会は、学園に在籍する生徒全員によって組織し、本会指導のための顧問教諭を置くものとする。

4. 議決機関

(1) 総会

総会は本学園における活動方針、会則の変更等に関する最高議決機関であり、5年生以上の過半数の出席をもって成立する。

(2) 生徒議会

生徒議会は、生徒会役員及び学級委員から構成し、総会で承認された活動方針に基づいて活動内容を必要に応じて話し合う。

5. 役員

学園生徒会には次の役員を置く。

(1) 生徒会

前期：会長1名、副会長1名、執行委員5名

後期：会長1名、副会長1名、執行委員4名

① 会長は生徒会を代表し、また学園生徒会も代表とする。

② 副会長は会長を助け、会長が不在のときはその任務を代行する。

(2) 役員は、学級委員と兼任できない。

(3) 役員は委員会に所属しない。

(4) 役員は執行部を組織し、議会で議案を提出し、決定事項の徹底及び各委員会間の連絡を図る。

(5) 役員の任期は前期4月～9月、後期10月～3月の各期間とする。ただし、再任を妨げない。

(6) 役員は、生徒議会の議決定数の3分の1以上で発議され、生徒総会の過半数によりリコールされたときは辞任しなくてはならない。

6. 委員会

(1) 生徒会は各委員会を組織し、学校生活の改善・向上に努めていく。

(2) 委員会は5～9年生で組織する。

(3) 以下の委員会を設置する。

①環境委員会 ⑤保健委員会

②体育委員会 ⑥給食委員会

③生活委員会 ⑦広報委員会

④図書委員会 ⑧美化委員会

(4) 各委員会はそれぞれ委員長1名、副委員長1名を選出し、運営に関してはそれぞれの委員会において定める。

(5) 委員長の選出は、前期は9年生、後期は8年生からとする。副委員長の選出は、前期は8年生、後期は7年生とする。

(6) 委員会の委員長は、学級委員と兼任できない。

(7) 委員会の任期は半年とし、4月と10月に選出される。

(8) 委員会は、定期にまたは、随時、各委員長により招集される。

7. 生徒議会

(1) 議会は、総会に次ぐ議決機関である。

(2) 議会は、5～9年生の各学級を代表する選挙された2名の学級委員、各委員長、生徒会役員で組織する。

(3) 議会は学園生徒会の目的を達成するのに必要な権限を与えられて、遂行された業務事項や議決事項を学校全体に伝達する。

(4) 議会は、議員定数の半数以上の議員が出席しなければ開くことができない。

(5) 議決にあたり、各議員は1票の投票権をもつ。

(6) 議会の原案中、学校方針に関係するものは、校長及び職員会の承認を必要とする。

(7) 議会の議事は出席議員の過半数でこれを決め、可否が同数の時は議長の決するところによる。

(8) 議会が必要と認められたときは、臨時に開くことができる。

8. 最終決定
この会の活動に対しての最終決定権は校長がもつ。

9. 会計
本会の会計は公費でまかなう。

10. 付則
(1) この会の会則を改定するには、生徒会役員及び学級委員の3分の2以上で発議し、生徒総会の過半数の賛成をもって可決され、最後に校長の承認をもって成立する。
(2) この会は生徒議会及び各委員会の決定により、会則に反しない限りにおいて細則を定めることができる。この場合は全会員に知らせなければならない。
(3) 本会則は、平成22年4月1日より実施する。
改正 令和3年12月1日に一部改正し、令和4年4月1日より施行する。
改正 令和5年11月17日に一部改正し、令和6年4月1日より施行する。

生徒会役員選挙規定

1. 総則
(1) この規定は、飛鳥学園生徒会役員の選挙に適用する。
(2) 選挙権は4年生以上の生徒が平等に参加する権利をもち、直接無記名の投票によって行う。ただし、生徒会役員選挙においては、前期は4～8年生、後期は5～9年生が投票を行う。
(3) 役員の被選挙権については次の通りとする。ただし、該当学年の生徒数に応じて、役員の構成学年を変更して選出することとする。
生徒会
会 長
(前期: 9年生 後期: 8年生)
副 会 長
(前期: 9年生 後期: 8年生)
執行委員
(前期: 5～8年生 後期: 5～7年生)
(4) 役員の選挙は、毎年前期を前年度3月中旬とし、後期を10月初旬とする。補欠選挙はその必要が生じたときに行う。
(5) 原則として、役員の再任を妨げない。同じ役員に就くことも妨げない。

- (6) 生徒会選挙で、立候補者の数が定数を超え、投票した結果、同票数になった場合、くじで行う。
(7) 立候補者が定員以内の場合は、信任投票とする。信任投票は会員の過半数以上の信任を得て成立する。また、不信任の場合は、再選挙を行う。

2. 選挙管理委員会

- (1) 選挙を行う必要が生じたときは、その事務を円滑に処理するため選挙管理委員会を設ける。
(2) 選挙管理委員会は、4～9年生の各学級から前期課程2名、後期課程1名選出された選挙管理委員で構成する。
(3) 選挙管理委員の中から互選により選挙管理委員長を選出する。
(4) 選挙管理委員会は次のことを行う。
①選挙の告示
②立候補届の受付と発表
③立会演説会の運営
④投票の管理及び開票と当選者の発表
⑤その他選挙に必要な事項
(5) 選挙の告示は、毎年3月と9月とする。
(6) 開票は、選挙管理委員会、担当教諭によって行われる。

3. 改正

- (1) 会則の変更は、生徒総会の3分の2以上の賛成を必要とし、校長の承認をもって成立する。
改正 令和5年12月18日に一部改正・施行する。

家庭連絡欄

[illegible]

度量衡換算早見表

長さ	1センチメートル	3分3厘	0.39371 インチ
	1メートル	3尺3寸	39.371 インチ
	1キロメートル	9町10間	0.62138 マイル
	1寸	3.0303 センチメートル	1.1931 インチ
	1尺	0.30303 メートル	11.9305 インチ
	1間	1.8182 メートル	1.9884 ヤード
	1町	0.10909 キロメートル	11.9305 ヤード
	1里	3.9273 キロメートル	2.4403 マイル
	1インチ	2.540 センチメートル	0.03818 寸
	1フィート	0.30479 メートル	1.0058 尺
	1ヤード	0.9143 メートル	3.0175 尺
1マイル	1.6093 キロメートル	14町45間1尺	
重さ	1グラム	0.2667 匁	0.035274 オンス
	1キログラム	1.6667 斤 0.26667 万貫	2.2046 ポンド
	1トン(米系)	0.16667 万斤 266.67 貫	0.98421 トン (英、短トン系)
	1匁	3.75 グラム	0.13228 オンス
	100匁	0.375 キログラム	0.82673 ポンド
	1斤	0.6キログラム	1.3228 ポンド
	1貫	3.75 キログラム	8.2673 ポンド
	1オンス	28.350 グラム	7.5599 匁
1ポンド	0.45359 キログラム	12.096 匁	
容量	1リットル	0.55435 升	0.21995 英ガロン (0.26417 米ガロン)
	1キロリットル	5.5435 石	21.995 英ガロン
	1合	0.18039 リットル	6.3482 液量オンス (0.39676 英ガロン)
	1升	1.8039 リットル	0.4765 米ガロン (0.9595 プセッセル)
	1石	0.18039 キロリットル	
面積	1平方メートル	0.30250 坪	0.01 アール
	1坪	0.00333 反歩	0.00082 エーカー
	1反歩	99.174 平方メートル	0.24507 エーカー
	1アール	30.250 坪	0.01008 町歩
	1ヘクタール	0.00386 平方マイル	2.4711 エーカー
	1平方マイル	2.5900 平方反歩	2611.5 反歩
	1平方尺	0.09182 平方メートル	0.02778 坪
1エーカー	0.40804 町歩	40.467 アール	